

第十九回 参議院農林委員會會議錄第三十六号

昭和二十九年五月十七日(月曜日)午後一時四十分開会

委員の異動

本日委員北村一男君及び小林孝平君辞任につき、その補欠として、雨森常夫君及び清澤俊英君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊彦君
戸叶 武君

委員

雨森 常夫君
川口 爲之助君
佐藤 清一郎君
重政 庸徳君
関根 久蔵君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
江田 三郎君
河合 義一君
小林 孝平君
鈴木 一君
政府委員
農林政務次官 平野 三郎君
農林省農林局長 小倉 武一君
農林省農地局長 平川 守君
農林省畜産局長 大坪 藤市君
農林省畜産局長 記内 角一君
通商産業省企業局長 中村 辰五郎君
通商産業省通商産業局長 中村 辰五郎君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
会専門員 倉田 吉雄君

本日の会議に付した事件

○本委員会の運営に関する件

○臨時確安需給安定法案(内閣提出、衆議院送付)

○酪農振興法案(内閣送付)

○委員長(片柳眞吉君) それでは委員

会を開会いたします。

先刻の理事の打合せにおきまして今

後の日程を御相談いたしまして、お手

許に配付したような日程で審議をやつ

て行きたいと存じます。

なお、会期も切迫しておりますので、

で、大体の方針をいたしましては、臨

時確安需給安定法案、酪農振興法案、

農林漁業組合連合会整備促進法の改正

案及び日本中央競馬会法案は、勿論今

後の審議の如何にもよりまゝですが、今

週中に目録を付けて参りたい、こうい

うふうに決定をいたしましたわけであり

まして、大蔵当局、通産当局の了承を

得られて、通産省經由で本日ここに原

本として資料の提出があつたわけであ

ります。なお、本日は参考人として日

本開発銀行理事中村建城君及び竹俣審

査部長の出席を得ております。

ちよつと速記を止めて。

午後一時四十三分速記中止

午後二時二十一分速記開始

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

て。

それでは開発銀行から提出されまし

た原本は、これを複製いたしましたし

成るべく早くお手許に配付いたしま

す。なお、六社以外の三社の分につい

ては開発銀行には資料がないようで

あります。通産当局にその資料がある

そうでありまして、それを提出願ひこ

とに了解を付けたわけでありませう。

いまして、本法案の審議は本日は資料

ないと思う。勿論全部とは申しませ

けれども、そこで協同組合の本来の使

命に照らして、当然農林省としても今

後の協同組合のあり方につきま

は、いろいろのお考えをお持ちだろ

うと思うのです。取分け畜産関係の協

同組合につきま

ような感じが深いのです。特に酪農

の協同組合というものは、この頃たく

さんありますが、そのうちの大多数の

酪農組合というものは、加工業者の

請機関のような形になつて運営され

てゐる。これを何とか改善しない限り、

今回ここに提案されました酪農振興

法というものは、我々論議いたしま

しても、これは全く意味がないと、か

ように思うのですが、一つの例を申

すれば、酪農組合のバックの下にでき

た酪農組合、これは酪農組合の資本に

よつて牛の買付資金を融資してゐる、

しては、むしろ比較的従たる立場と申

しますか、畜産局を主とし、私どもが協

同組合全体の立場からいろいろ御意見

を申し上げるということにこれまでな

つておつたのでございますが、そ

の意味におきましても、これから申上

げることが必ずしも酪農協同組合だけ

に限りませんけれども、そういうこと

を中心として私どもが二、三考えて

ることを申し上げたいと思ひます。御指

摘のようによつて、酪農協同組合その他、こ

う特殊の協同組合について二、三私

どもが現在の制度なり、或いは指導に

ついて若干欠陥があるのではないかと

いうことを実は考へております。そ

れにつきま

いうことにつきま

ておりますが、まだ実施の段階には

至つておりません。細かくな

それを御参考のために申し上げます。

一つは、特殊の協同組合、酪農等に

つきましては、これは区域から申しま

すと、大体郡単位が多いようであり

ますが、出資、非出資の区別からい

うと、出資のほうが多いようであり

ます。それから事業の種類から申しま

すと、販売事業、それから生産事業、こ

ういうことになつております。ところが養蚕

などになりますと、そういう関係が

大分違つてお

つてお

つてお

つてお

つてお

つてお

つてお

つてお

つてお

つてお

つてお

と、組合単協との関係が必ずしもうまく行っていないのです。それは現在の法制の上でも工合が悪いのでありまして、例えば部落で畜産なり、或いは養蚕の協同組合ができました、村の組合単協に正式に加入するという事は現在にございせん。そういう点はやはり改善をする必要があるのではないかと、何かに思つております。それから又部落なり、或いは郡の信用事業を行ない事業、即ち酪農協同組合等につきましては、役所が有権的に検査をするという根拠がございせん。ただ悪いことをやつておる、法律違反をやつておるといつたようなことがない限りは検査ができない事は現在の法制になつております。検査に行くといふと、何か悪いことをやつておるといふ嫌疑が一応あるのだといふことになり、検査ができないようなことになつておりました。こゝういふのは現在の協同組合の制度からいつて工合の悪い欠点ではないかといふふうに思つております。

それから今特に御指摘の点でございますが、酪農協同組合といつたような、特殊の農産物、原料農産物を作り、それを販売し、又その生産事業をやるといつたような協同組合につきましては、往々にしてそういうものを購買する資本の關係、酪農或いは製糸、こゝういつたような資本關係の関連をどういふふうに合理的に妥当に持つて行くかといふことが非常にむずかしい問題であります。この点につきましても、實際制度の上からも、それから指導上からも検討しなければならぬと思ひますが、農協協同組合の制度におきましては、特に制度開始以来の指導の

方針として、非農民的な利益に左右されないといふことを一つの実はその原則としておつたのであります。そういうことは、例えば役員選任の資格につきましても、組合員である農民以外の役員選任を非常に制限しているといふ点に現れておりますが、そういう組合員になる資格でありましても、或いは役員選任の被選挙権のほかに、只今御指摘のように、そういう商業資本或いは加工資本から助成金をもらつたか、或いは特別の援助をもらつたといふことは、先ほど申しましたような協同組合の原則から言つて如何かといふふうには思はれます。ただそれを現在の制度の上で不当である、又違法であるといふふうには積極的に展開するまでは至つておりません。それからもう一つは、そういう資本或いは加工業と関連を持つのはこれは当然のこととございまして、原料の販売或いは生産の指導といふことについて当然そういう関連はございしますが、その間を一方に從属するといつたようなこととでなくて、相對立して對等な資格において交渉をして行く、こゝういふ關係に実は持つて行かなければならぬと思つておりますが、酪農などにきましても、実はそういう点の配慮が必要であらうと思ひます。今回の法案にも多少そういうことに関連した措置がとられておるようであります。この点については、もつと私どもとしてもこの原料農産物の販売その他に関連いたしまして、その取引業者の關係が對等な協同組合の關係で進み得るような措置が制度としても足りないのではないかと思ひますし、又役所の指導といつたしましても、そういう点についての関

心がなかつたというわけではございせんが、そういう関心に基いた特段の指導が実はなかつたように思ひますので、そういう点について相當考慮しなければならぬのではないかと、こゝうに存じております。

○河野謙三君 経済局長から率直に現在の協同組合の運営の實際といふものについては、制度的にも十分改良すべき点があることを認められたような御答弁でありまして、私は先ほど申し上げましたような、協同組合、特に酪農關係の組合の現在の運営の實際を見ておりました。この問題を解決せしめて酪農振興なんといふものはあり得ないと思つております。この酪農振興法案提出に當りまして、農林省内におきましては、経済局と畜産局はよく合議されたのですか、特に今の酪農協同組合の問題等につきましては十分合議されたのですか、どうですか、それを私は伺いたいと思ひます。

○政府委員(小倉武二君) 只今お尋ねの酪農協同組合等の指導等につきましては、絶えず畜産局と連絡をいたしております。

○河野謙三君 この法案の提出に當つては私が申し上げたような点にも觸れて論議されたのですか、それを伺つてゐるのです。

○政府委員(小倉武二君) 勿論そういう点に觸れまして論議をいたしてあります。

○河野謙三君 そうしますと、問題はいろいろありますけれども、私は一つ例を申し上げます、今度何かこの法案によると紛争の調停委員のようなものが出ますね、それは大体どういふところから出て来るのですか、いづれ酪農

組合といふようなものがあれば、これらの代表者といふものが当然そういう調停委員といふものに私は考えられると思つておりますが、そういうことになりはしませんか、畜産局長から御答弁願ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 各自の利益を代表するものは別といたしまして、いわゆる学識経験者として申しますか、中立委員等につきましては、酪農に学識経験の深い、而も公正な立場をとり得る中立委員を任命したいといふ方面から考へておりました、どういふ方面から出すかといふ具体的問題につきましては、現在はおわかつていないのであります。

○河野謙三君 その生産者代表であらうが、学識経験者であらうが、結局今こゝで誰を出すかといふことは勿論わかつていないでしようけれども、大よそそれらを選考される範囲といふものはきまつてゐるでしよう。学識経験者又は生産者といふことになれば、いづれ酪農組合の代表者といふようなものがその範囲に入るのじやないのですか、入らないのですか、そういうものは如何なる場合にも酪農組合の代表者といふものは入る余地はありませんか、その委員の中に……。

○政府委員(大坪藤市君) 当事者代表といつたしましては、当事者の推薦いたすものから知事がこれを決定することになり相成つておるのであります。で、第三者の中立委員につきましては、先ほど申し上げましたように、酪農に学識経験の深い中立の立場をとり得る人を任命するようになっております。

○河野謙三君 当事者といふのですか、一方の生産者の当事者の代表といふ

と、酪農組合の組合長といふことになるのですか、そうじやないのですか。

○政府委員(大坪藤市君) 大体そういうことになる場合が多かろうと思ひますが、必ずしも限定はいたさない。つまり当事者が申請をいたしましたから、申請をする対象をいたしましては、酪農組合の組合長関係が当事者になる場合が多かろうと思ひます。

○河野謙三君 そうしますと、こゝで問題があるのです。酪農組合の代表者といふものは大体そういうことが考えられる。その酪農組合の實際は何か、畜産局長も経済局長も御承知のように、必ずしも生産者の代表じやないのです。酪農組合自体が大資本の一方から十まで厄介になつておるところの酪農組合なんです。こゝういふものが生産者の代表として出て、本当に生産者の代表として発言ができるわけがないのです。そこでこゝういふ法案を作る前に、現在の酪農組合の實際に徴して、大資本と紐の付いたような酪農組合といふものは、先づ生産をさして、正真正銘の酪農家の作つたところの酪農組合といふものにしなければ、これは結果においてそういう調停委員を作つても森永や明治のボスになるだけなんです。選ばれる前から森永や明治のどうにもならない紐付きなんです。そういうものを生産者の代表として、酪農組合の代表として出してはおよそ意味がない、むしろそつて、却つてその人たちが選んだ調停委員から生産農民といふものは非常な圧迫を受けることになるのです。そこで私は協同組合の特に酪農組合のあり方については、現状といふものを

と仔細に検討して、協同組合の検討といふものを酪農組合の検討といふものから出発しなければならぬ、こう思うのです。私は今から断言します。この法律によつて委員ができたならば、この委員は極く僅か二、三の日本を代表する加工業者の全くこれは手代、番頭に墮する虞れが、虞れじやなくて墮することは必至であると私は申上げる。過去においても畜産界においてもそういう例があるのです。過去の経験に徴して、現状に徴してそういうものを先ず私は解決してからなければいかんと、こう思うのです。そこで私は特に非常に至難な問題であるけれども、この際協同組合について再検討をして、畜産組合について再検討をして、そして過去において犯した過ちを再び繰返さないように、畜産ボスの温床を作らないように、これは畜産ボスの温床になりますよ。この法案を出してもいいといつて騒いだのは誰だといふことは、おおよそ伺いはわかるでしょう。この法案を是非通してもいいといふことは、我々そんなふうには曲解したくないけれども、大体この法案を支持する熱心な人は誰でしょう、背後に誰があるでしょう。私はそういう点を十分検討してもらいたい、こう思うのです。そういう心配はございせんか。あなたはそういうことは絶対ありませんと……私は絶対であると保証する、あなたは絶対ないと保証しますか。○政府委員(大坪藤市君) 只今の御意見のような点につきましては、私どももいたしましたが、酪農将来の発展のために、できるだけそういうようなことのないように努力いたしたい、かように考えます。

○森田豊壽君 この酪農振興法につきまして、只今河野委員からいろいろと御意見、御質問があつたのであります。私は現在の畜産或いは酪農関係の諸団体といふものは、これは下部組織を持つておらない幽霊のようなもので、足が地につけておらない、極端に言へばそう言わなければならぬと思ふ。成るほどその内容は畜産農家、有畜農家が単位であることは言うまでもないのでありますが、それが協同組合と申しましうか、組合組織としましては郡地区と申しましうか、郡段階の組織は曲りなりにもできておるのであります。が、下部の市町村単位におきましては、郡単位に對する有畜農家が郡へ加入しているという段階であるのでございませう。今畜産の地方的勢力は郡段階にあるのであり、県段階にあるのではないのであります。郡が非常に力を入れておりますことは、或る一面において畜産が今日まで振興いたしましたことは、先ほどお話しがありましたように、牛乳を買収、即ち森永、明治のようないくつかの郡が非常な発達をして来たという過去の歴史を見ますと、先ほど、河野委員の言われるように、そういう業者のためにでき上つた、これも場合によりましては、農民のために業者が協力して下さることも結構なんでありませう、その点が押付けられる状態に入つたような状態に、この問題を根本的に解決するにあらずれば、これは酪農振興法を作りまして、先ほど河野委員の言われるような点なしとは言へないものでありまして、

同感に思ふのであります。が、この点につきまして、先ず第一に、有畜農家、畜産農家に對しまして、村は村といひまして協同組合に加入し、協同組合が農業経営の上におきまして、今日我が国におきましては、食糧増産の一環としまして、どうしてもこれが必要である、食生活の上において必要であるといふことから行きて、農業協同組合自体も酪農に大いに考へをおかなければならぬ事態であり、而もその農家に對する資金の融資その他の問題は、挙げてその村の農業協同組合が畜産農家と連携をとりましてやるべきものでありまして、それから上の段階は村の農業協同組合が郡地区で郡単位のものに入る。而して郡単位のものとは原単位のものに入ります。そして下から築き上げて行かなければならぬと思ふのであります。と、かく畜産行政の一元化ができて、そして、現在郡単位のものによりましてゆがめられたことになつておる状態だと思ふのであります。この点につきまして、畜産局長は非常なお詳しくは、今申上げましたように、組織を作ることが第一に必要じやないかと思ふので、この点に對するお考え方を一つ聞かして頂きたい。○政府委員(大坪藤市君) 協同組合と申しますか、農民組織の問題、これと畜産との関係につきましては、畜産の振興のためには、その基礎をなして強固な協同組合がその基礎をなしているといふことは絶対に必要だと思ふのであります。特に酪農につきましては、常時農民の生産いたしました生乳を販売いたしますので、その取引

を中心としたしまして、只今もお話の通り、乳牛の導入或いは飼料の買取りの問題、各般の問題につきまして協同組合が中心となりまして、活潑なる活動を開始し得る状態になるのであるといふことは絶対に必要だと思ふのであります。その点につきまして、なお我が国の酪農関係の組合は不十分と思ひますので、今後できるだけ畜産局といたしましては、真に農家に結び付きまして酪農の関係の組合につきましては、できるだけ一つ強固な組合の設立を指導して参りたい、かように考えておるのであります。○森田豊壽君 私の質問もちよつと明瞭でなかつたかも知れませんが、私は今日我が国の酪農政策の重要な部分といたしまして、有畜農家特別措置法といふようなものができておる、従つて酪農振興法が今や出されんとしておるときであつて、酪農全盛時代が我が国に來たと云わなければならぬと思ふのでありまして、その際に既設の農業協同組合といふものを、これを既設の農業協同組合のためにするといふ考えでなく、これを善用をいたしまして、これを下部組織としてしつかり持つといふ組織にこれをしなければならぬと思ふのであります。ただ畜産が奨励されるから、そのことによつてその村なら村、その郡なら郡の畜産を強化されればよいといふような考えでなく、一番町村単位の農業協同組合にこの畜産に対する理念を大いに植付けると同時に、畜産農家に對しまして、これを指導せしむるようによつてこれに最も必要なことだと考へるわけでありませう、その点は何だかちよつと

はつきりしないようであります。が、はつきり一つやつて頂きまして、畜産局が経済局のほうとお話を願ひまして、そういうことを指示して各府県へやりましてならば、各府県は正常なる県段階の畜産ができて来ると思ふのであります。この点は如何でございませうか、それを一つ考え方を説明して頂きたい。○政府委員(大坪藤市君) 酪農に關しまして、或いは乳牛の導入の資金の問題にいたしまして、或いはサイロ、厩舎その他の建設資金の問題にいたしまして、いろいろな畜産の振興に關しまして末端の組合につきまして、これは各般の状況から見まして総合農業を原則といたしまして、それを中心にして運営して参つたほうが理想的じやないかと思ふのであります。単位組合から上級段階になりますと、これはいろいろな形態が現在あるようでありまして、これらの問題につきましては、今後地方々々によりましていろいろ事情もあるかと思ひますが、私どももいたしましては、原則的な考へ方といたしましては、できるだけ総合農業を中心として考へて参りたい、かように考へております。○北勝太郎君 一言だけ……酪農協同組合と農業協同組合の関係、単位協同組合の関係であります。これは私は理想としては単位農業協同組合に全部の酪農家が入つて、そしてその組織の下に置くのがいい、こう考へておるのであります。ただ酪農はまだ発展の途中にありませう、我々の方面においても全組合員の割に達しない、その農業協同組合のほうは、そうしますと、總會においても実はこの

り予算なりをみると、こういう全国非常に手薄なりで本気に取組んでおるのかどうかというのを我々は疑問に思ふわけだ。一般的に草地の所有権なり、その他の権利について今解決が簡単にできないなら、せめて集約酪農地帯だけでもつと計画を立てたら、その計画が正しい計画であるならば強力に推進できるという程度のものでなければ、こんなものは一体何を狙っているのかわけがわからんと思うのです。そういうことを農地局のほうで、局長の解釈では、この計画を立てたときに個人が異議を申立てたら、現在の法律で何かそれを処理することができないのか、それからできないとすれば、いつまでたつて草の問題については、あれは畜産局の管轄だといつて逃げられる、畜産局はいつまでたつても横行がりますし、何やらありますというので、この問題については手を触れようとしな、そういう点どうですか。

○政府委員(平川守君) 農地局のほうとしては、やはり土地改良法の対象になつておるものというものを一応考へておるわけでありまして、この全体の計画としてはそれから外れる部分が多いわけでありまして、そういうものにつきましては、これは畜産局のほうから所管ということで、農地局のほうからは特別の関係はないわけでありまして。

○政府委員(大坪藤市君) 只今の御意見であります。御承知の通りに、草資源の問題について力が足りないというところは、私どもも誠に遺憾に考へるのではありません。只今の御例示の融資の問題であります。これは融資は

減つておりますが、補助金のほうは実はつと殖えておるわけでありまして、これにつきましては、特に現在まで草資源の開発の問題につきまして一番障害と申しますか、になつております点は、その村なり或いは部落なりが挙げて酪農をやるといふような集約的な態勢になりません、実は草の開発の問題について実が入らないというふうな実情があるのでありまして、その点に鑑みまして、私どももいたしまして是非草資源に立地条件上恵まれておるところの土地をビツク・アツプいたしまして、特にそういうような地帯を集約酪農地帯として指定いたしました、そこを徹底的な開発を図つて参りたい、かような考えでおるのであります。

○江田三郎君 そうすると、少くともこの法案で出て来る草地改良計画については異議なんかは申出ないだろう、こゝういふ予想をしておるわけですか。

○政府委員(大坪藤市君) 勿論異議の申出が全然ないというようなことは予想いたしてはおりません。勿論多い地方のことでありまして、場合によつてはそういうような異議が出て来るかと思ふのでありますが、そういうような点につきましては、できるだけ所有者なり或いは権利を有しておるものの協力によりまして、その地方の草の開発に協力態勢ができればよい指導をして参りたい、こゝういふふうに考へております。

○江田三郎君 私はどうもいろいろ言へばうまいこと答弁されますけれども、大体本当に草についてあなた方は本気じゃないと思ふのです。第一こゝういふ草地の改良計画といふものをなぜ

都道府県知事や市町村が立てなければならぬかといふことなんです。本當に酪農の振興を考へて行くなら、當然こゝういふことは下から盛上つた力だ、或いは草地の利用組合といふか何といふか、そういうふうなものができてがっかり行かなければならぬ。そういう下からの盛上りといふようなものを期待しないで、依然として牧野法と同じように、都道府県或いは市町村とか、こゝういふものを実施の主体とするところにあなた方がやつてゐる酪農振興計画といふものが面黠点睛を欠いてゐると思ふのです。何か本気に取組んでないと思ふのです。なぜ一体こんなものを都道府県や市町村がやらなければならぬか。

○政府委員(大坪藤市君) その点につきましては、勿論酪農の盛上る力によつてやつて参りたい、かように考へるわけでありまして、その点無視しておるような考へ方は全然ないわけでありまして。上からの仕事では十分酪農が地に付かないという点は誠に御意見の通りであらうと思ふのであります。ただ地方によりましては、先ほど御意見がございましたように、乳牛を飼育しておりまして農家の割合が非常に多い地点もあるわけでありまして、そういうような場合におきましては、府県なり市町村なりといふものがそれに協力をして参るといふような態勢が是非必要だと思ふのであります。その前提をいたしましての農民の盛上る勢力と申しますか、意気込みといふものは、是非とも基礎的な要件をなして来ることにつきましては御意見の通りであると思ふのであります。

○江田三郎君 地方によつて、必ずしも全部の農民が酪農をやるんじやない、それはその通りでしよう。併しなから、少くともこれは集約酪農地帯の草地の改良なんです。そういう特殊地帯についてすら、かような県なり市町村が計画を立てて、而も個人から異議が出て、異議を言われたらどうにも手の付けようがない、こんなことで一体何ができるか、こゝう言いたいので、もうほかの委員からも言われるように、日本の酪農といふものを本當に発展せよと思ふなら、いつまでも購入飼料に頼つておつたのではいかんというこ

とははつきりしておるわけだ。現在の乳価から行くと、どういふ計算になるか知らんけれども、そういうふうなもので行けないといふことははつきりしておるわけだ。而も集約酪農といふものが、こゝういふことについてさへもそれだけのことができないといふことを私は非常に遺憾に思ふのです。成るほど全部のものが酪農をやるんじやない。併し草の改良をやれば酪農をやつてない人だつて利益を受けるにきまつておる。草の改良をやれば、仮に林業を専門にやつておる人でも、それによつて草地が集約できれば林業の余力といふものは出て来る。乳牛を飼つていなくても草がよくなればいいです、或いは家畜の草を使わぬ人でも、草の改良ができればそこから出て来る利益といふものはたくさんあるわけだ。あなたの方の言う理由というのは私理山にならぬと思ふ。旧来の慣行があると言つて、旧来の慣行にとらわれるようなことなら、恐らく今畜田さんか

ら言われるような注文にも応えることができないであらうし、その要請に應えることもできないであらうし、何一

つてはしないと思ふ。本當に酪農をやろうといふならば、やるようにもつと真剣な心構へが欲しい。更に私聞きたいのは、草の改良について、ここに奨励する草の品種といふものを、牧草といふものを書いてありますが、こゝういふことについては林業試験場のほうとは緊密な連絡をとつてやつておるかどうか、その点はどうか。

○政府委員(大坪藤市君) 草資源の開発の問題につきましては、草の品種その他につきましては、勿論林業試験場と緊密な連絡をとつておるに申上げます。よりも、更に実は逆に林業試験場のほうは今までは却つてその点につきましては詳しくかつた。このくらいに林業試験場のほうでも草の問題につきましてはいろいろ重視されました。研究されておるのであります。私どものほうといたしましては、勿論林業試験場と密接な連絡の下に今後とも草資源の開発、特に品種の改良その他草資源の造成の問題につきまして検討をして参りたい、かように考へるわけでありまして。

○江田三郎君 ちよつと……。草の問題は私一番最後に言つたから、その答えだけされたけれども、その前の、これは一つ平野さんにお聞きしますが、せめて集約酪農地帯だけでも計画を立てたら、それに異議を言われたら仕方がないといふことになしに、もう一歩積極的な手といふものは打てないものですか。私はやはり集約酪農地帯の草地くらいは、どこの農民が見学に行つても、成るほどこれなら大したものだ、おれのところもやりたいといふような魅力を持つものでなければならぬと思ふのです。そういうところが異議

を

の申出があつたら、それに對しては廻置ないのだ、こんなことじや仕方がないと思ふのがね。そういうところへはもう牛を貸すのはやめたらどうですか、そのくらの強力な指導はできないのですか、法律的に扱うことができないとするならば、そのくらの行政措置はとる氣はありませんか、どうですか。

○政府委員(平野三郎君) 草の問題につ

つきましては、この法律が消極的であるという御批判は一応御尤もでございますが、その点は一つ是非御了解頂きたいと思ひますことは、我々といひましては、この草の問題については非常に熱意を持つてゐるのでございまして、ただこの法律は一応法の建前におきまして、下のほうから計画を立てて、それによつて政府が施策を定め、こゝろいふまゝ形の上からはさういふふうになるわけでありまして、これによつて政府が草の問題について熱意がないといふことではない、それは別個の問題であります。草の問題は確かにこれは今日まで日本の農政の盲点と申しますか、さすが江田先生だけに、実にいい御着眼を願つたことについては非常に敬意を表するわけでございますが、確かに政府は熱意を持たんとし

○江田三郎君 さすがは平野政務次官

でございます、昔の問題まで及んだといふことに對しましては敬意を表するわけでございますが、さういふことを言われましても、今あなた言われた草の問題について、今の研究が進んで行くと思

決しなければならん、更に灌木の下に発生します草の問題を解決しなければならん。更に一歩進んで、昔の問題を解決するといふところまで行く必要があるものでありまして、林業試験場では、多年このことに研究いたしてありますが、特に昨年林野庁の指導部長をアメリカにこの問題で派遣いたしまして、さうしてアメリカの各州の、ケンタッキーその他の草の種をまあ取寄せまして、今これを植付けて試験をいたしてゐるくらいでございます。これは特に畜産業とも密接な関係がありますので、農林省内においても関係各局が連絡をとつて、今、草問題の技術的な検討を鋭意進めてゐる次第でございます。これが近く大体の方向がわかりますならば、これに基いて草資源の問題を基本的に解決いたしたい、こゝろいふことで進んでゐるわけでございます、それが大体わかつて参りますならば、更にこの法律の中に草に對するところの政府の行政施策を織り込みたい、こゝろいふことであるわけでございます。今回はまあ一応甚だ御不満でございますけれども、この程度のもので以て一応進めまして、さうして然る上におきまして、政府の意のあるところを十分反映するように施策をとりたい、こゝろ思つてゐるわけでございますから、是非御了承頂きたいと思ひます。

○江田三郎君 さすがは平野政務次官

でございます、昔の問題まで及んだといふことに對しましては敬意を表するわけでございますが、さういふことを言われましても、今あなた言われた草の問題について、今の研究が進んで行くと思

○政府委員(平野三郎君) これは具体

的に申上げますならば、やはりもう少しこの草に關するところの技術的な研究が進んで、或る程度の結論に達しないといふことが言えないと思ふのでござい

う、その基本的な対策といふのはどういふことを指されるのか、或いはこの草地について草地利用組合、土地の関係者の多くの人々はこの草地利用組合を作つて、この根本的な草地の改良をしようといふようなときには、永小作権であるとか、その他地上権等についても、何らか根本に觸れた処置ができれば、何らかの考慮を要する言われ

○政府委員(平野三郎君) これは具体

的に申上げますならば、やはりもう少しこの草に關するところの技術的な研究が進んで、或る程度の結論に達しないといふことが言えないと思ふのでござい

○江田三郎君 まあその革命的な対策

でもいいですけども、問題の根本を

を、少くとも集約酪農地帯だけでも考えなければ、どうもあなたの方の言葉だけでは余り信用できないといふことだけ申しておきます。

○江田三郎君 まあその革命的な対策

でもいいですけども、問題の根本を

○佐藤清一郎君 私はこの酪農振興を

図るという意味においてかような法律案を出されたことについては賛成する

を、少くとも集約酪農地帯だけでも考えなければ、どうもあなたの方の言葉だけでは余り信用できないといふことだけ申しておきます。

○佐藤清一郎君 私はこの酪農振興を

図るという意味においてかような法律案を出されたことについては賛成する

○佐藤清一郎君 私はこの酪農振興を

図るという意味においてかような法律案を出されたことについては賛成する

作り上げて、そして盛んに振興を図つて各地に集約酪農地帯ができて盛んに生乳が出た場合に、果してそれが農民の利益になるかどうか、又国家として果してどういふことになるかといふことについて、もう少し政府として大きく考えておるのかどうか。その点について先ず第一にお聞きしたいと思ひますのは、現在バターやチーズ或いはクリーム等を、このまま現在外国から輸入するといふと、日本の酪農は全部総倒れであるといふまでに言われております。而も業者がおつて、そうしてその中間に搾取のないいわゆる資本主義的な方法で酪農地帯に臨んでおるといふ現状のときに、ただ生乳だけを作るための畜産振興であつては、将来被害をこうむるのは農民だけであるといふやうな感じが私はしてならないのであります。そういう見地からして酪農の将来についての政府の所見を先ず第一に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(平野三郎君) 誠に大所高所に立たれての御意見でありまして、政府といたしましては同感でございます。お話の通り、この酪農振興法案は極めて法律そのものは事務的、機械的なものでございまして、この法律の基礎に流れております政府の所見は、日本の食糧問題を基本的に解決したいといふ大方針に立つておるのでございまして、お話のように、外国の酪農を輸入した振興するならば、日本の酪農を振興した振興したとしても日本の農業が壊滅することになるわけでありまして、又今の日本の米麦一本槍の食糧政策では到底食糧の自給体制はできない、こういう点を勘案いたしましたして、この際当面といたし

ましては、輸入を全面的に抑止するといふことは、これは国民生活上でき得ませんが、でき得る限り外国の輸入を抑制しつつ国内の自給に待つ、このためにはこうした方向で以て日本の酪農を振興しなければならぬ、これで進むわけでございます。又酪農振興政策が進むに伴ひまして、日本の食生活を根本的に改善をいたしまして、そうして以て日本国民の永遠の食糧問題を解決したいといふ、こういうことで考えておるような次第でございます。

○佐藤清一郎君 これを作りました法律の底に流れておる政府の考え方といふことにつきましては、十分我々もわかるわけなんです、現在でさえも為替関係から見ても外国のものを輸入制限をしておいて初めて日本の酪農がどうにかこうにか立つて行く、こういうやうな実情でありますから、若しも将来もつと安くするといふ見地から、生乳の生産費を低減して、そうして安く売るといふ段階になれば、それはいいかも知れませんが、この生乳といふものが本当に安くなつた場合に果して経営が成り立つかどうか、私はそれを心配しておるわけでございます。而もこれに関連して、業者が資本的な圧迫を加えて、自分の利益を擁護するに汲々として農家に圧迫を加えて来るというやうなことは想像にたかくないところであります。これは生糸のやうな問題にいたしまして、生糸のやうな問題ならば、これを乾燥いたしまして置けば或る程度業者にも対抗できるわけでありまして、生乳のやうなものは毎日大量にできるわけでありまして、農家の経済として安くて仕方がないから、

泣き入りながら業者に売らねばならぬといふやうなことになるわけでありまして、従つて、これが食生活の改善、いわゆる米食による日本の食生活を逐次粉々に改めて行くといふやうな大方針の下に、こういうものが選ばれて振興することにつきましては全面的賛成であります。ところが、そこにおつて、業者といふものがそこにおつて、そうして生産されるものがいつまでも貯蔵することのできないものを生産して農家の悲しみとして、勢い資本家にしてやられる結果になります。これについていろいろ斡旋の方法がとられておるやうであります、併しこの斡旋なんといふものは、先ほど河野委員が言つたやうに、やもすれば業者に買収されて、向う側に廻りやすくなるのであつて、お

よそ我々農民の側から見た場合においては頼りにならないやうなことになるはせんかといふ心配を持つておるわけでありまして、そこで究極においてこの法律の内容を眺める場合には、安い生産費でできる草或いは飼料等を如何にしてやつて行くか、それから又生産したところのものを如何にして業者と対抗して協同組合なり、生産者が生乳を処理して、そうして業者に対抗し得るやうな方策をとり得るか。そうして又もう一つは、乳牛を購入する資本がなかなか容易に手に入りませんから、これをどういふふうにするかといふやうなことがかかつてこの振興法にあることと私は思ふのであります。次に、お聞きしたいのは、乳牛購入についての資金の斡旋はどういふ方法でおやりになりますか、これは畜産局長から一つお話し下さいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 乳牛の購入資金の問題であります、この問題につきましては、前国会におきまして御賛同を得まして有畜農家創設特別措置法という法律が制定されたのであります、これが、これによりまして中金等の自己資金を政府といたしまして斡旋をいたしまして、それに対して県を通じまして五分の利子補給と三割の損失補償をいたしておるのであります。これは昭和二十七年から有畜農家創設特別資金を計上いたしておるのであります、昭和二十九年度におきまして、約十億の乳牛購入資金を中金を通じて出して頂きたいと、かやうに考えているのでございまして、大体頭数にいたしまして約二万頭見当の乳牛導入資金を出したい、かやうに考えているわけでございます。

○佐藤清一郎君 これは有畜農家振興法によつてのあれでありますから、家畜をすでに持つてゐる者に対しては貸さないのじやないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(大坪藤市君) 勿論有畜農家創設で無畜農家解消といふことであります、原則的には家畜を持つていない農家を対象にいたしたい。かやうに考えたわけでありまして。

○佐藤清一郎君 それでは、それから、私は有畜農家の振興といふことと、この酪農振興とが関連は極めて深いことではあるが、乳牛を買おう、例えはうちには馬が一頭耕作用にあるのだ。併しながら、乳牛も一頭買いたいといふやうなものには全然当てはまらない。二万頭予定していると言つても、家畜を有しない農家を対象とするとい

うことになりまして、なかなか該当頭数が私は出て来ないのじやないかと思ふのであります。こういう点を顧慮点膳の意味において何らかの方法を私は講ずべきだと思ふのであります。次に、草地の造成については、先ほどいろいろ江田委員から意見が出ましたから私は略しますが、牧草として、いわゆる野草改良運動といふやうなものが先頃各県を通じて行われたやうであります、実際に種子を配給して、この野草の旺盛な生育状況下において、先ほど江田委員が言つたやうに、クロバーとか、或いはいろいろなグラスな

ところで、雑草に忽ちにしてやられておりますことは、目に私は見えてゐるわけでありまして、これが実際に日本の野草を牧草に、堤防であらうが、或いは農地の土手であらうが、ことごとく榮養分の豊富な牧草に改良することができらば、これは忽ちに酪農振興もできることと思ふのですが、実際にはさやうなわけには行かない。殊に種を折角金をかけて農家に配給して播かしても殆んど見るべきものがないといふやうな現状であります。これがいわゆる机上の計画で、私は農業振興という面から見て誠に情ないことであると常々考へてゐるのであります、この牧草を改良する方策として、もつと何とか養線に触れた、そうした本当に実績の上る方法がないものかどうか、どういふふうに局長は考へておられるか一つ意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 酪農振興の前提といたしまして、牧草その他飼料資源の解決の問題がその前提をなしますことは、もう御承知の通りであるの

であります。で、現在まで農林省とい
たしましては、相当牧野の改良その他
に努力いたしたつもりであるのであり
ますが、只今御意見の通り、大体なか
な成績が上がるというお叱りには
その通りかと思うのであります。御承
知のように、同じ畜産農家にいたしま
しても、或いは馬を持っている、或い
は和牛を持っている、或いは豚を持っ
ているというような畜産家の家畜の
対象が異なっている場合が非常に多い
のであります。その家畜の対象により
まして草資源に對する要求度と申
します。これが非常に違つておるわけ
であります。乳牛につきましても、一番
毎日々々生乳を生産いたしまして、草
その給源をいたしまして、草と
いうものが蛋白質に富んでおるという
牧草でなければ、これが意味をなさな
いのであります。農家が先ほどとも
御意見にもありましたように、全く相
当酪農の振興いたしておる地帯
におきましても、一割見当の場合が多
いというふうな事情があるのでありま
して、牧野の改良にいたしまして、
その他畦畔堤塘等の草資源の改良をい
たすにいたしまして、なか／＼そう
いうような草に對する要求度と申
します。それが非常に違つておる
のであります。従つて村を挙げての
運動というふうになり得ない場合が多
いのであります。これが一番牧野の改
良にいたしまして、草資源のその他
の土地の改良にいたしまして、実は
地につかない根本の原因ではないかと
思ふのであります。従いまして、私ど
もいたしましては、いわゆる集約酪
農地域というふうなものを選定いたし
まして、部落なり、村なりが挙げて乳

牛を飼育する形態に持つて参りまし
て、部落内の、その地方のいわゆる総
意をいたしまして、全農民が草に均一
なる要求度を持つというふうな形にど
うしても持つて参りたいと、かように
考へておるのであります。そういう意
味におきまして、特に草地に、立地
条件に恵まれておるような地帯を選定
して集約酪農地域を設定して参りた
い、かように考へておるのでありま
す。

○宮本邦彦君 私には細かいことを承わ
りたいのですが、酪農振興法案という
この名前なんですが、この法案を見て
行きますと、大抵集約酪農地域とい
うものが第一節にあり、第二節はこ
の地域内の集乳及びこの集乳の
乳業者の規定が載つております。これ
は酪農振興法という名前をこれに食つ
つけた理由はどういう理由か。酪農と
言へば実に範圍の広い言葉であつて、
内容は集約酪農地域だけの問題のよう
に私法案では見ておるのですが、そう
だと、頭に集約酪農振興法と付けるの
が本當じゃないか、そうでなければ畜
産振興法だつて一向差支えないとい
うような氣もするんですが、これは何か
特別な關係でどういふ簡単な名前を食
つつけたのですか、これが第一点。そ
れから第二点の問題は、これを拝見し
て参りますと、この第三節にすぐ集乳
事業及び乳業といふものだけが調つて
ある。私は素人臭いことを申上げるよ
うですが、ここ三、四年來、食生活の改
善というふうな問題と同時に酪農を振
興させなければならぬ、農業經營の
有畜農家の法案なんかもそういう意味
合が多分に含まれておつたと私も審

議の過程で以て信じて参つたのであり
ます。そういう一たの農政に關連の
深い酪農こそ、むしろ集乳業者或いは
乳業といふようなものの規定が必要に
なつて来るのじゃないか、むしろこ
やつて國が集約的に特殊な酪農地域の
ようなものを指定する場合に、業
者といふものよりももう一歩突進し
だ、例へば酪農をやる人間も畜産業
者も一体のやうな考え方こそ、私日本
の農政のあり方といふやうな氣がし
ておるので。で、従来は御存じのよ
うに、房總地域の酪農地域とか、或い
は箱根地域の酪農地域、こゝろい
なものが皆酪農資本家の育成によつて
成長して来た、もうそういう時代から
そろ／＼脱却していいのじゃないか、
新しい農政の一環としてこの協同組
合なんかの運動と同時に、この酪農生
産まで農民が握つていけるやうな時代
が、こゝろい集約酪農地域こそ、そ
う芽がこゝろで育つていい時代が来
ておるのじゃないかといふやうに私考
えるのですが、それを特にここにこの
法案でちつとも触れておられんやうに
思ふのです。だけれども、これは法案の
性質上、これはまあ今回はこれだけだ
けに限つておるのだが、狙いとしては
ういふことを狙つておるのだといふ意
図が今後の畜産行政の面におありにな
るならばこれは別です。そういう意味合
で以て私は何かこの法案に物足りない
ものを感じておる。この点についてど
ういふお考えでおいでになるか。それか
らもう一つ、私の根本的なこれは考え
方なんです、一つの日本の農政とし
て組合運動といふやうな形で以て相当
農業協同組合なんかが自主的にこれが
非常に發展して来ておると私は見てお

るのです。ところがこの法案を見ます
といふと、これで以て集乳業者或いは
そういうものに一つの權利を与える、
それ以外のものはこゝろ集乳業を許可
しないといふやうな実体的な内容がこ
の法案に含まれておるのですが、農民
自身の自由發展的な方向がこれ以て
統制されるのじゃないか、非常に制約
を受けるのじゃないか、そういう方向
は私日本農政の一つの行き方として、
資本家による事業者によつてそういう
制約を受けるというやうな法律のあり
方といふものは、一体日本農政のあり
方かどうかといふこと、そういう問題
が第三点、その一、二、三、三つの考え
方について承つておきたいと思ひま
す。

○政府委員(大坪藤吉君) 第一点の酪
農振興法といふ名前の問題であります
が、勿論酪農振興法に於いては、
本法による種畜の改良増殖の問題であ
らず、或いは種畜の改良増殖の問題であ
りますとか、或いは家畜の衛生施策の
問題でありますとか、或いは人工受精
その他各般の施策といふものが一体を
なしまして、酪農振興の万全を期し得
るというところはもう御承知の通りであ
るのであります。ただ本法におきまし
ては、そういう畜産全般の施策の点は
別途にいたしまして、酪農振興に必要
なる最も基礎的な事項の一部を実は規
定いたしておるのであります。従つ
て規定いたしておる内容は全部
が酪農振興に關係いたしておるもので
、酪農振興の關係の法律といいたし
まして、こゝろい名前を付けたのであ
ります。指定地域におきます酪農も特
に製造段階に關する問題であります
が、私もいたしまして、農民のい

わゆる協同組織による製造といふもの
が、できるだけそういうやうな状態が生
まれることを希望し、農林金融公庫等
の資金の問題の場合におきましても、
そういうやうな素地があり、そういう
やうな希望のあるところにつきまして
は、どん／＼貸出をいたすやうに配慮
いたしておるのであります。本法にお
きましては、一応酪農振興計画の問題
につきましては、こゝろ非常にむずか
しい問題であるのであります。が、い
わゆる酪農の生産費と申します。最
終的には消費者の購入価格をできるだ
け安くいたしますために集約的に加工工
程なんかを持つて参りますといふと、そ
こにいわゆる反射の結果をいたしまし
て独占的結果が生まれて来るのであ
りまして、独占とそれから価格の適正
化、こゝろい点が非常にむずかしい問
題にやないかと思ふのであります。こ
の点につきましては、牛乳に關します
搾乳制度を設けておるのであります
が、できるだけ農業団体の強力なる意
見といふものが強く反映されまするよ
うに今後とも努力いたしたい、かよう
に考へておる次第であります。

○江田三郎君 砂糖の問題について、
ちよつと問題が違ひますけれども、緊
急対策を別にして、二十九年度の基本
方針を出す、こゝろい約束になつてお
るのが、すでに二カ月経つておるわけ
で、もうそろ／＼出て来ていいと思
うのですが、我々聞くところによります
と、四月九月割當を最近きめられる、
そういうことをちよつと聞いておるの
でして、而もこゝろい方向で定められ
るのだらうと我々に伝わるところによ
ると、これは又とんでもない、又逸脱

をされるような、折角今値段を抑えたものが、再びこれが崩れてしまふのじやないかというような非常に憂慮に堪えないような情報を聞かされるので、これについて今日、本会議がありますから、今日は仕方がありませんが、明日次官なり、食糧庁長官或いは通産省からその問題をはつきり聞かして頂きたい。

○河野護三君 私は今日は時間がありませんから……、この間の宿題の目下の飼料の問題をどうされるか、畜産局長から今日もお答えがここにあるはずでありますけれども、時間がありますから明日一つ具体的に返事をして頂きたい。それまでに私はちよつとあなたに申上げておきますが、一つの例として、豚を半年百姓が臭い思いをして苦労して育てて幾らに売れるか、その半年の間に今麦「ぬか」が七百円とする、豚一頭に餌代が幾らかかるか、百姓の総収入が幾らか、そうしてその間に幾ら一体百姓の手許に残るか、こういう計算をしてみれば、今の餌の問題は生やさしい問題ではない、こんな酪農振興法騒ぎではない、一番はつきりします。ここでその計算が困難ならば、統計調査のほうで豚の基本調査をやつております、聞けばすぐわかります。この間私が申上げましたように、あさつての話より今日の話を……、これは今餌の話を片附けなければ話にならないので、これを今日は時間がありますから、明日必ず具体的に、今後は餌はこういう手を打つて、そうして「ふすま」はこうなる、麦「ぬか」はこうなる、だから養鶏家にしても、養豚家にしても、酪農家にしても、これは心配がない、御安心下さい、そうし

てその翌日から餌が百円下るような名案を一つ示して下さい。

○委員長(片柳眞吉君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時六分散会